

○狛江市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成8年4月1日規則第27号

改正

平成11年6月28日規則第16号
平成12年8月28日規則第47号
平成13年6月29日規則第29号
平成17年3月31日規則第11号
平成19年3月30日規則第15号
平成20年3月28日規則第4号
平成23年10月13日規則第49号
平成25年4月5日規則第42号
平成26年4月18日規則第24号
平成27年6月30日規則第35号

狛江市青少年問題協議会設置条例施行規則

狛江市青少年問題協議会設置条例施行規程（昭和51年規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、狛江市青少年問題協議会設置条例（昭和51年条例第11号。以下「条例」という。）に基づき、狛江市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（協議会の委員）

第2条 条例第2条の委員は、次に掲げる職等にある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（1）学識経験者

- ア 民生委員児童委員協議会会長
- イ 分区保護司会会長
- ウ 社会福祉協議会会長
- エ 調布地区防犯協会狛江支部連合会会長
- オ 体育協会会長
- カ 市立学校PTA連合会会長
- キ 青少年委員代表
- ク スポーツ推進委員代表
- ケ 社会教育委員代表
- コ 青少年育成委員会委員長
- サ その他学識経験者

（2）関係行政機関の職員

- ア 調布警察署長
- イ 多摩児童相談所長
- ウ 市立小学校校長会会長
- エ 市立中学校校長会会長

オ 都立狛江高等学校校長

- 2 前項に掲げる職等にある者に重複が生じたときは、重複する職等にある者の一に委嘱又は任命し、重複するその他の職等にある者については、その職等を代理する者をもって委嘱又は任命することができるものとする。ただし、重複しないこととなったときは、そのときをもって、代理する者の委嘱又は任命を解き、その職等にある者を委嘱又は任命する。

(事務局)

第3条 協議会の事務の処理及び関係行政機関との連絡のため、協議会に事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長を置き、子ども家庭部長の職にある者をもって充てる。
3 事務局に書記若干名を置き、子ども家庭部子ども政策課の職員をもって充てる。

(小委員会)

第4条 協議会は、条例第6条の規定に基づき青少年の健全育成のための施策を推進するに際し、具体的な実施計画等の調整等を行うため、狛江市青少年問題協議会小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(小委員会の構成)

第5条 小委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 条例第4条第2項に規定する会長の職にある者
- (2) 条例第4条第3項に規定する副会長の職にある者
- (3) 次に掲げる団体等から選出された者
 - ア 狛江市青少年第一育成委員会 1人
 - イ 狛江市青少年第二育成委員会 1人
 - ウ 狛江市青少年第三育成委員会 1人
 - エ 狛江市青少年第四育成委員会 1人
 - オ 狛江分区保護司会 1人
 - カ 狛江市民生委員児童委員協議会 1人
 - キ 狛江市ボーイスカウト連絡協議会 1人
 - ク NPO法人狛江市体育協会 1人
 - ケ 狛江市地域センター運営協議会 1人
 - コ 狛江市立学校PTA連合会 1人
 - サ 調布警察署 1人
- (4) 狛江市青少年委員 1人
- (5) 狛江市社会教育委員 1人
- (6) 学識経験者 2人以内
- (7) 青少年の健全育成に意欲のある市民 2人

- 2 前項第7号に規定する市民は、公募により選出するものとする。

(小委員会委員の任期)

第6条 小委員会委員の任期は、条例第3条の規定を準用する。

(臨時委員)

第7条 特別の事項について調査審議するため、小委員会に臨時委員を置くことができる。

2 前条の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 小委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、第2条第1号の職にある者を充て、副委員長は委員の互選による。

3 委員長は、小委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 小委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 小委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

(庶務)

第10条 協議会及び小委員会の庶務は、子ども家庭部子ども政策課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、小委員会の運営に関する事項を除き、市長が別に定める。

2 小委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成11年6月28日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年5月1日から適用する。

付 則 (平成12年8月28日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成13年6月29日規則第29号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

付 則 (平成17年3月31日規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年10月13日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、平成23年9月5日から適用する。

付 則 (平成25年4月5日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年4月18日規則第24号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市青少年問題協議会設置条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(委員等の任期に関する経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に狛江市青少年問題協議会の委員である者の任期は、新規則第2条第1項の規定にかかわらず、平成26年5月9日までとする。

付 則（平成27年6月30日規則第35号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の狛江市青少年問題協議会設置条例施行規則の規定は、平成27年5月22日から適用する。